

様式③ 新型コロナウイルス感染症 用 登校届(保護者記入)

県立北はりま特別支援学校長 様

登校届

部 年 組 名前

1 病名： 新型コロナウイルス感染症

2 出席停止の期間

令和 年 月 日 () より

令和 年 月 日 () まで

新型コロナウイルス感染症により療養中のところ、出席停止の期間が終了し、感染予防上支障がないと認められる状態に快復したので登校します。

令和 年 月 日

保護者名

新型コロナウイルス感染症出席停止早見表

●出席停止期間：『発症した後5日を経過』かつ『症状が軽快した後1日』

○発症した日（症状が出た日）は0日目となります。

※ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること

○感染症は新型コロナウイルスだけではなく、発熱やその他の症状がある時は、医療機関を受診することをおすすめします。

基準	発症した後 5日を経過	発症後 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後5日を経過した後		
		6日目	7日目	8日目						
例1	発症後4日目に 症状が軽快した場合	 発症 出席停止	 症状継続 出席停止	 症状継続 出席停止	 症状継続 出席停止	 症状軽快 出席停止	 症状軽快後 1日目 出席停止	登校 可能		
例2	発症後5日目に 症状が軽快した場合	 発症 出席停止	 症状継続 出席停止	 症状継続 出席停止	 症状継続 出席停止	 症状継続 出席停止	 症状軽快 出席停止	 症状軽快後 1日目 出席停止	登校 可能	
例3	発症後6日目に 症状が軽快した場合	 発症 出席停止	 症状継続 出席停止	 症状継続 出席停止	 症状継続 出席停止	 症状継続 出席停止	 症状継続 出席停止	 症状軽快 出席停止	 症状軽快後 1日目 出席停止	登校 可能

※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

※ 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨すること。